

復興まちづくりの支援に関する協定書

関西広域連合（以下「甲」という。）と阪神・淡路まちづくり支援機構（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害により関西広域連合の区域内に被害が発生した場合に、甲及び乙が相互に協力して、地域の復興に向けたまちづくりを円滑に行い、被災住民の生活の早期安定を図るため、この協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の構成団体が関わる地域の復興に向けたまちづくりに関する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（専門家の派遣）

第2条 甲の構成団体は、地域の復興に向けたまちづくりに関する次の事項に該当する場合には、乙に対し、乙の構成団体が擁する専門家の派遣を要請することができる。

（1）まちづくりのための専門相談を実施する場合

（2）関西広域連合の区域内の市町村及び地域の復興まちづくり推進組織等から、専門家の派遣要請を受けた場合

（3）その他復興に向けたまちづくり事業に関して、専門家の派遣が必要な場合

2 乙は、甲の構成団体からの派遣要請があった場合、乙の構成団体が擁する専門家のうちから適宜の者を選定し速やかに派遣する。

（費用弁償等）

第3条 甲の構成団体の要請に基づく専門家の派遣に要する費用に関する弁償等については、専門家の派遣を受けた構成団体が負担するものとする。

（平常時からの連携）

第4条 甲及び乙は、平常時から復興まちづくり活動についての支援のための情報交換や訓練等を実施するなど、連携強化に努めるものとする。

（協議）

第5条 この協定に定める事項に疑義が生じた時又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲及び乙が協議の上決定する。

平成25年3月29日

甲 関西広域連合
連合長 井戸 敏三

乙 阪神・淡路まちづくり支援機構
代表委員 中尾 英夫
代表委員 塩崎 賢明